

日本 GAP 協会 技術レター 2026 年 4 月号

JGF 技術レターについて

目的: JGAP/ASIAGAP 指導員、JGAP/ASIAGAP 審査員および認証農場・団体の関係者が、JGAP/ASIAGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

内容: 日本 GAP 協会に寄せられた JGAP/ASIAGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。

もくじ

- Q1. 水質検査の登録検査機関について (JGAP 農産/ASIAGAP) p.1
- Q2. 大腸菌の検査機関について (JGAP 農産) p.2
- Q3. 土壌診断について (JGAP 農産/ASIAGAP) p.2
- Q4. 教育機関における「経営者」について (JGAP/ASIAGAP) p.2
- Q5. 教育機関における労働者名簿や労働条件通知書について (JGAP/ASIAGAP) p.3
- Q6. 教育機関における使用者と労働者との間での意見交換の実施と記録について (JGAP/ASIAGAP) p.3
- Q7. 教育機関におけるアルバイト、ボランティアの扱いについて (JGAP/ASIAGAP) p.3
- Q8. 管理点 9.2 の労働安全のリスク評価の対象について (JGAP 農産) p.3
- Q9. 米の等級検査に際し、JA に玄米を一時的に保管してもらう場合について (JGAP 農産/ASIAGAP) p.4
- Q10. 就労支援施設 B 型による草取り作業について (JGAP/ASIAGAP) p.4
- Q11. バイオスティミュラント資材の使用について (JGAP 農産/ASIAGAP) p.4
- Q12. 農薬用マスクと防護マスクについて (JGAP/ASIAGAP) p.5
- Q13. 脱渋処理した渋柿について (JGAP 農産/ASIAGAP) p.5

Q1. 水質検査の登録検査機関について (JGAP 農産/ASIAGAP)

水質検査の登録検査機関 (水道法に基づく水質検査機関) について、水質検査を行う区域が定められているようですが、区域外からは受け付けてもらえないのでしょうか。

A1.

水質検査を行う区域の対象となるのは水道事業者のため、生産者が井戸水などの水質検査を依頼する場合は対象区域外からの依頼でも受け付けてもらえるとのこと。また、対象区域外の水質検査結果であっても審査で有効となります。

Q2. 大腸菌の検査機関について(JGAP農産)

栽培に使用する水の水質検査についての検討図(ディシジョンツリー)では大腸菌の検査結果が100個/100mlとなっているので、水道法の登録検査機関に検査をお願いしようとしたところ、大腸菌の個数の検査は水道法にない項目といわれました。この場合「生産国が認定した登録検査機関」とは何になるのでしょうか。

A2.

大腸菌の個数検査についての「生産国が認定した登録検査機関」は環境計量証明事業所となります。大腸菌の個数検査は水質汚濁に係る環境基準の検査などで使われます。環境基準に係る水質検査の分析結果を公的に示すものとしては環境計量証明事業における計量証明書となり、この計量証明書を発行できるのは計量法に基づき都道府県に登録した環境計量証明事業所となります。

ただし大腸菌の個数検査は計量法の対象外となるためその検査結果は計量証明書ではありませんが、検査結果の信頼性確保のためには環境計量証明事業所での検査が求められます。なお、水道法の登録機関は環境計量証明事業所である場合がほとんどのようです。

Q3. 土壌診断について(JGAP農産)

土壌診断は管理点5.3検査機関の評価・選定の対象になりますか。

A3.

土壌診断は該当しません。平成28年に農水省から、施肥設計のための土壌分析値を記載する行為については、計量法第107条の規定に基づく都道府県知事の登録を必要とする事業には該当しない、と通知が出たためです。

Q4. 教育機関における「経営者」について(JGAP/ASIAGAP)

教育機関において、「経営者」とは誰を指しますか。また、教職員や生徒は「労働者」として扱うべきでしょうか。

A4.

経営者について:JGAPでは、農場の運営に最終責任を持つ人を「経営者」としています。学校の場合は、基本的には「校長」が予算執行権限を持ち、学校運営の最終責任を負っていると考えられるため、その場合にはJGAP基準の「経営者」にあたります。

教職員について:農場管理に関与する教職員(教員や技術職員等)は原則「労働者」に該当しません。

生徒について:生徒は教育課程に基づく実習として作業を行っているため、「労働者」には該当しませんが、農場管理に関する作業に従事するため、原則「作業員」に該当します。

Q5. 教育機関における労働者名簿や労働条件通知書について(JGAP/ASIAGAP)

教育機関において、労働者名簿や労働条件通知書はどのように整備すればよいでしょうか。

A5.

公立学校では、教職員は地方公務員として採用されており、地方自治体が労働契約管理を行っているため、労働者名簿や労働条件通知書の作成は不要です。

JGAP においては、内容が確認できれば、下記のような代替資料の整備でかまいません。

- ・「労働者名簿」に相当する資料として教職員名簿を整備する
- ・「労働条件通知書」の代替として、自治体公表の勤務条件条例や給与規定等を保管する

一方、私立学校では、学校法人が教職員を直接雇用していることから、通常の労働基準法に基づく労働者として扱われますが、労働者名簿や労働条件通知書については学校の運営形態に応じて整備して下さい。なお、生徒は教育課程上の実習で従事しているため、労働者名簿の対象外となります。

Q6. 教育機関における使用者と労働者との間での意見交換の実施と記録について(JGAP/ASIAGAP)

教育機関において、管理点 3.6 (ASIAGAP 12.3) 「使用者と労働者のコミュニケーション」で求められている使用者と労働者との間での意見交換の実施と記録について、どのように取り組むのが適切でしょうか。

A6.

教職員面談を実施し、実施内容を記録するという方法でもかまいません。

Q7. 教育機関におけるアルバイト、ボランティアの扱いについて(JGAP/ASIAGAP)

教育機関において、休日や長期休暇等に農場を管理するアルバイト、ボランティア等がある場合、どのように扱えばよいでしょうか。

A7.

アルバイトやボランティアが認証範囲の作業を行っている場合、「労働者」、「作業者」、「外部委託」に整理しておく必要があります。

- ・アルバイト:賃金が支払われ、労働契約を結んでいるため、「労働者」に該当します。
- ・ボランティア:労働者には該当しませんが、作業者に該当しますので、農場のルールに従って作業する必要があります。

そのほか、ボランティア団体等の外部組織が農場作業の一部を行い、学校側が指揮監督しない場合は、原則として外部委託に該当するため、管理点 5.1 および 5.2 (ASIAGAP 7.1.1, 7.1.2) への対応が必要になります。

Q8. 管理点 9.2 の労働安全のリスク評価の対象について(JGAP 農産)

管理点 9.2 の労働安全のリスク評価の対象について、ハンドアクセル固定(スロットルレバー固定)で無人で走らせているトラクターは(g)の自動運転の機械に入りますか。

A8.

農林水産省が「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」という文書を出しています。このガイドラインにおいて自動走行は「使用者が設定した条件に基づいて、特定のは場等の作業領域内をロボット農機が自動的に走行し、作業を行うことをいう。」と定義されており、ロボット農機とは「センサー、知能・制御系及び駆動系を組み合わせたシステム(ロボット技術)を組み込んで製造され、農作業に用いることを目的に自動走行する車両系の農業機械であって、は場等で使用されるものをいう。」となっています。管理点 9.2 の(g)の自動運転の機械はこの自動走行を行うロボット農機が該当します。したがってロボット農機ではないトラクターは(g)の自動運転の機械ではありません。

また、農林水産省から「自動直進アシスト機能を有する農業機械等を使用する際の農作業事故の防止について」という通知が出ており、「車両系農業機械の運転者は、自動直進アシスト機能の有無にかかわらず、走行中に運転席を離席しないこと。(注：農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインに即して製造されたロボット農機を除く。）」となっています。そのため、ロボット農機ではないトラクターを無人で走らせることはできません。

Q9. 米の等級検査に際し、JA に玄米を一時的に保管してもらう場合について(JGAP 農産/ASIAGAP)

米の等級検査に際し、JA に玄米を一時的に保管してもらう場合、外部委託に該当しますか。

A9.

等級検査そのものは生産工程に直接関与しませんが、保管は生産工程に含まれるため外部委託に該当します。外部委託となる場合、管理点 5.1 (ASIAGAP7.1.1) の注(例えば宅配便の場合運送約款で代替)にあるように、登録検査機関の制度(農産物検査法)で食品安全が担保可能であれば外部委託の合意の代替とすることが可能です。労働安全に関しては農場内の作業がないなら対応不要となります。

Q10. 就労支援施設 B 型による草取り作業について(JGAP/ASIAGAP)

就労支援施設 B 型による草取り作業について、賃金は発生するものの作業の実施は任意であり、地域貢献的な側面が強いですが、外部委託に該当しますか。

A10.

B 型施設利用者は労働者では無いものの認証対象の生産工程には直接かかわっているため、農場は B 型施設に業務委託しているとみなされ外部委託の合意が必要です。むしろ就労支援ということから労働安全(熱中症対策など)についてルールを守ってもらう必要があります。

Q11. バイオスティミュラント資材の使用について(JGAP 農産/ASIAGAP)

バイオスティミュラント資材を使用した場合、JGAP 認証の取得に差し障りはあるでしょうか？

A11.

JGAP/ASIAGAP ではバイオスティミュラント資材は肥料等に該当します。そのためバイオスティミュラントを使用するにあたっては JGAP2022 の場合、管理点 C6.1.1 から C6.3.4

(ASIAGAP25.1.1～25.3.4)までを満たすように取り扱う必要があります。特に注意が必要なのはC6.1.4 (ASIAGAP25.1.3) 肥料等の安全性になります。

(2)の原材料・製造工程の確認、(6)使用上の注意の確認を行っていただければと思います。バイオスティミュラント資材については農林水産省から「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン」が出ているので参照してください。

Q12. 農薬用マスクと防護マスクについて (JGAP/ASIAGAP)

農薬用マスクと防護マスクは統一とのことですが、JGAP にどのような影響がありますか。

A12.

農薬用マスクは使い捨て、防護マスクはフィルター取り換え式となります。農薬用保護マスク研究会の識別表示マークは3つ(農薬用マスク、防護マスク、防毒マスク(吸着缶付防護マスク))から2つ(農薬用マスク、防毒マスク(吸着缶付防護マスク))にまとめられましたが、マスクに関する農薬ラベルのアイコン表示は以前から2種類(農薬用マスク、吸着缶付防護マスク)だったため、ラベルの指示に従うという点からいえば以前から農薬用マスクでも防護マスクでもどちらでも構わなかったということになります。安全使用上の注意書きに「防護マスク着用」と書いてある場合、農薬用マスク着用で構いません。農林水産省から農薬用マスクと防護マスクについての文書が出ているので参考してください。

農林水産省「農薬用マスクと防護マスクの整理について」

<https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/nouyaku/attach/pdf/shiyousya11-4.pdf>

農林水産省「農業資材審議会 農薬分科会 第27回 資料」

https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/attach/pdf/bunnkakai_unei-27.pdf

マスクと保護具研究会「農薬使用者のためのマスクと保護具の手引き(第16版)」

http://www.nikkunkyo.or.jp/mask/study_group/guidance.pdf

Q13. 脱渋処理した渋柿について (JGAP 農産/ASIAGAP)

脱渋処理した渋柿は認証対象になりますか。

A13.

食品表示基準において、渋抜き柿は生鮮食品に該当するため基本的に保健所への届出は不要です。ただし、使用したアルコール成分の残留や密封包装の場合等、届出が必要となるケースがあるため、自治体の保健所に確認が必要になります。そのため脱渋処理をした柿がある場合は保健所に相談し、届出が不要と判断された場合は認証範囲に加えることができます。その場合、審査申込時に認証範囲の確認が必要となるため、相談した証拠として問い合わせた保健所名、担当者名、日付の記録を残しておいてください。

以上